

長ス振号外
令和8年2月24日

長崎市スポーツ協会加盟競技団体 様

長崎市スポーツ振興課長
長崎市土木総務課長
(公 印 省 略)

長崎市公共施設案内・予約システムにおける予約方法の変更（お知らせ）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から本市のスポーツ振興につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、標記の件について、次のとおりお知らせします。

先般長崎市スポーツ協会評議員会にてお伝えしたとおり、使用料等の改正を令和8年4月1日以降の利用申請から実施いたします。

これに併せて、現在2時間単位または3時間単位となっている施設の貸出しについて、利用者の皆様の利便性向上を目的に、令和8年4月1日以降の利用申請から1時間単位といたします。

なお、長崎市公共施設案内・予約システムでの予約については、1時間単位での予約だけでなく、2時間の一括予約もできることとしておりますので、2時間単位で利用される方につきましては、これまで同様に2時間を一括予約することができます。

ただし、一括予約は2時間が最大ですので、例えば3時間利用したい場合は、2時間と1時間の2回予約となりますので、御了承ください。

予約方法の変更につきましては、別紙を御参照ください。

お手数をおかけしますが、何卒御理解と御協力をお願いいたします。

(問い合わせ先)

長崎市スポーツ振興課 電話：095-824-3728／FAX：095-829-1262

長崎市土木総務課 電話：095-829-1162／FAX：095-829-1229

【利用申請の例】

赤→：予約時間 青→：実際の利用時間
緑→：利用しないけど予約が必要な時間

【例 1】 8：00～11：00 を利用したい場合

現在は 2 時間単位での利用であるため 4 時間分で予約（利用）する必要があるが、改正後は 3 時間で利用可能。

《現在》



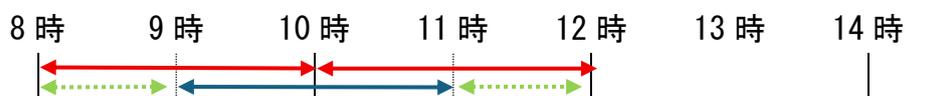
《改正後》



【例 2】 9：00～11：00 を利用したい場合

現在は、4 時間分（2 枠）で予約（利用）する必要があるが、改正後は 2 時間の時間割を解体するため 2 時間で利用可能。

《現在》



《改正後》



【例 3】 18：00～21：00 を利用したい場合（ナイター照明がある施設）

現在は 3 時間単位での利用であるため、1 回の申請で完結するが、予約の最大時間を 2 時間とすることから、改正後は 2 回の申請が必要です。

《現在》



《改正後》

